

ANCORA TECHS, INC. V. HTC事件、上訴番号2018-1404(CAFC、2018年11月16日)(Dyk裁判官、Wallach裁判官、Taranto裁判官による審理) ワシントン州西部地区地方裁判所(Jones裁判官)の判決を不服としての上訴。

#### 背景:

Ancora社の'941特許は、特定コンピュータにおいてソフトウェアの操作が許可されているかどうかを確認するため、E<sup>2</sup>PROM操作コマンド(「エージェント」)を使用することにより、ソフトウェアライセンス確認情報を記憶させるためのBIOSメモリーの変更可能部分の使用方法に関するものである。明細書には、ソフトウェアライセンス確認情報を記憶させるため、BIOSメモリーの変更可能部分が以前使用されていなかったことが開示されている。また、明細書には、BIOSメモリーへのソフトウェア不正侵入(ハッキング)が他のコンピュータメモリーへのハッキングよりも困難であるため、クレームに記載の方法は、コンピュータソフトウェアセキュリティを向上させ、ハッキングの課題への解決方法が提示されていることが開示されている。

Ancora社は、'941特許の侵害でHTC社を提訴した。HTC社は、'941特許の内容には35 U.S.C. § 101に基づき特許適格性がないとして、本件却下の申し立てを提出した。地方裁判所は、クレームは抽象概念に関するものであるとしてHTC社の申し立てを認めた。本判決を不服とし、Ancora社は上訴した。

#### 争点/判決理由:

地方裁判所が、'941特許には35 U.S.C. § 101に基づき特許適格性がないとしたことは誤っていたか。然り、原判決が覆された。

#### 審理内容:

CAFCは、内容には特許適格性があると認めた判例を引用した。これらの判例とは、*Finjan*事件、*Enfish*事件、*Visual Memory*事件、*Core Wireless*事件、*Data Engine*事件を指す。特に、CAFCは、*Visual Memory*事件のクレームが改良コンピュータメモリーに関するものであるとした。改良コンピュータメモリーとは、コンピュータ機能性の改良のことであった。

先例に従い、CAFCは、クレーム1には、コンピュータソフトウェアセキュリティの向上方法が記載されているため、クレーム1が抽象概念に関するものではないため、クレームに記載の方法は、「非抽象コンピュータ機能性の改良(a non-abstract computer-functionality improvement)」であるとした。特に、クレームに記載の方法では、予想外の方法で達成される改良が特定されている: ライセンス記録を含む構造は、BIOSの非揮発部に記憶されており、該メモリー位置の構造は、確認のために使用される。このように、該クレームは、コンピュータの技術課題について記載している: ハッキングに対するライセンス許可ソフトウェアの脆弱性。

そういうものとして、該クレームには、「結果だけを主張しているクレームからその結果に到達する方法を主張しているクレームに変換するのに必要な特殊性(the specificity required to transform a claim from one claiming only a result to one claiming a way of achieving it)」がある。従って、CAFCは、クレーム1が*Alice*事件の分析の第一ステップに基づき審査を通り、第二ステップには到達しなかったとした。

引用事件	特許適格性?	クレームの内容	判決理由の概要
第一ステップに関する事件			
<i>Finjan v. Blue Coat System, Inc.</i> 事件(CAFC 2018)	あり	ビヘイビア(振る舞い)に基づくウイルス・スキャン	クレームが抽象概念に関するものであるかどうか、クレームが「コンピュータ能力の主張特定改良 ... もしくは、それに代わり、コンピュータが単に道具として実施される「抽象概念」であるプロセス」に焦点を当てているかが頻繁にきっかけとなる。(Enfish事件を引用)  「ビヘイビア(振る舞い)に基づくウイルス・スキャン(behavior-based virus scan)」に関するクレームは、コンピュータ機能性における特定の改良であったため、抽象概念に関するものではなかった。
<i>Enfish v. Microsoft</i> 事件(CAFC 2016)	あり	自己参照表	クレームに記載の自己参照表により、コンピュータが操作し、データを取り扱う方法が改良された。クレームに記載の自己参照表により、データベースのより効果的なスタートと適合性が可能となった。
<i>Visual Memory LLC v. NVIDIA Corp.</i> 事件(CAFC 2017)	あり	特定タイプのデータをキャッシュメモリに記憶させる特定の方法	特許は、特に「カテゴリによるデータ記憶の抽象概念に関するものではなく、改良コンピュータメモリーシステムに関するもの」であったため、抽象概念に関するものではなかった。
<i>Core Wireless Licensing v. LG Elecs., Inc.</i> 事件(CAFC 2018)	あり	ウェブサイトを小型スクリーン上で操作するのを更に容易にする方法	クレームは、特定タイプのユーザー用の特定タイプの索引に関するものであったため、抽象概念に関するものではなかった。
<i>Data Engine Technologies LLC v. Google LLC</i> 事件(CAFC 2018)	あり	特定構造のタブの使用による、3Dスプレッドシート上での操作方法	クレームは、「単に、グラフィカル・ユーザー・インターフェースの表示、もしくは情報の収集、巧みな操作、もしくは整理に関するものである」他のクレームと区別されている。
<i>Ancora Techs, Inc. v. HTC</i> 事件(CAFC 2018)	あり	ソフトウェアライセンス情報を記憶し、該ソフトウェアライセンス[情報]を確認するためのBIOSメモリーの使用方法。	「結果だけを主張しているクレームからその結果に到達する方法を主張しているクレームに変換するのに必要な特殊性」を有するクレームは、抽象概念に関するものではない。
第二ステップに関する事件			
<i>BASCOM Global Internet Services v. AT&amp;T Mobility</i> 事件(CAFC 2016)	あり	ISPの使用による、インターネットのコンテンツをフィルター処理する方法とシステム	クレームは、「そのようなコンテンツをフィルター処理する先行技術の方法に比較しての技術改良」であった。  「インターネット上のコンテンツのフィルター処理が既に周知概念であった」としても、「...特許は、構成要素の特定の配置が、そのようなコンテンツをフィルター処理する先行技術の方法に比較してどのように技術改良となるかを説明するものである。」
<i>IVI LLC v. Symantec Corp.</i> 事件(CAFC 2016)	なし	電話ネットワーク上でのウイルス・スクリーニング・ソフトウェアの設置	対象クレームには、「従来のウイルス・スクリーニング・ソフトウェアの改良が記載」されていなかった、「また電話ネットワーク上でのそのようなウイルス・スクリーニングの場合と関連のある課題が解決」されていなかった。そのため、特許では、抽象概念を特許取得可能であるものに変換するため、Alice事件に基づき十分な進歩的概念が特定されていない。